

改正法又は労働政策審議会建議に盛り込まれた省令又は指針事項について

改正法の被改正条項の被改正部分において、「厚生労働省令で定める」としている箇所 26 力所		
改正法による改正後の該当条項 省令に規定することを予定している内容		
(第一条関係)		
1 第 7 条第 1 項第 2 号	許可の基準として派遣労働者へのキャリア形成支援制度を有することを規定(建議)	
2 第 26 条第 1 項第 2 号	組織単位の定義として業務のまとまりがあり、かつ、その長が業務の配分及び労務管理上の指揮監督権限を有する単位を規定(建議)	
3 第 30 条第 1 項柱書き	雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者として 1 年以上継続して同一の組織単位に派遣される見込みがある派遣労働者であって引き続き就業することを希望する者を規定(建議)	
4 第 30 条第 1 項柱書き	雇用安定措置の対象となるその他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である有期雇用派遣労働者を規定(現行法に基づく省令と同様の規定)	
5 第 30 条第 1 項柱書き	雇用安定措置の対象となる雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者を規定(現行法に基づく省令と同様の規定)	
6 第 30 条第 1 項柱書き	派遣先への直接雇用の依頼を講じた場合に、直接雇用に至らなかった場合は、法第 30 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの措置のいずれかを講ずるものとすることを規定(建議)	
7 第 30 条第 1 項第 2 号	新たに紹介される派遣先が合理的であるか否かを判断する際に照らす事項を規定	
8 第 30 条第 1 項第 4 号	雇用安定措置として行う教育訓練の内容を規定	
9 第 30 条第 1 項第 4 号	雇用安定措置として行うその他の雇用の安定を図るために必要な措置を規定	
10 第 35 条第 1 項第 3 号	第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者(引用規定であるため、当該条項に基づく委任省令として規定することは要しない)	
11 第 36 条柱書き	派遣元責任者の要件として、派遣元責任者講習の受講を規定(建議)	

12	第 37 条第 1 項第 2 号	第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者（引用規定であるため、当該条項に基づく委任省令として規定することは要しない）
13	第 37 条第 1 項第 8 号	派遣元管理台帳に記載を義務付ける教育訓練の範囲を規定
14	第 40 条第 2 項	派遣先が教育訓練の実施を要しない一定の場合を規定
15	第 40 条第 3 項	配慮義務の対象となる福利厚生施設として、給食施設、休憩室、更衣室を規定（建議）
16	第 40 条第 4 項	前項の厚生労働省令で定める福利厚生施設（引用規定であるため、当該条項に基づく委任省令として規定することは要しない）
17	第 40 条第 5 項	派遣先が講ずるよう配慮しなければならない措置として、派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報を提供すること等を規定
18	第 40 条の 2 第 1 項第 2 号	事業所単位の期間制限の対象外となる雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であってその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして、60 歳以上の高齢者を規定（建議）
19	第 40 条の 2 第 3 項	派遣可能期間の延長にあたって必要となる手続
20	第 40 条の 2 第 4 項	意見聴取の手続として、意見聴取の内容についての記録を一定期間保存するとともに、派遣先の事業所において周知するものとする等々を規定（建議）
21	第 40 条の 2 第 5 項	過半数労働組合等から異議があった場合に説明すべき事項として、対応方針等を規定（建議）
22	第 40 条の 4	派遣先に雇入れ努力義務が課される者として、派遣元から直接雇用の依頼のあった者を規定（建議）
23	第 40 条の 5 第 2 項	派遣先に募集情報提供義務が課される者として、派遣元から直接雇用の依頼のあった者を規定（建議）
24	第 42 条第 1 項第 2 号	第 40 条の 2 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者（引用規定であるため、当該条項に基づく委任省令として規定することは要しない）
25	第 42 条第 1 項第 9 号 （第二条関係）	派遣先管理台帳に記載を義務付ける教育訓練の範囲を規定
26	第 40 条の 6 第 1 項第 3 号	意見聴取の手続のうち、違反しても労働契約申込みみなし制度の対象とならない手続を規定

労働政策審議会の建議で示された事項のうち省令において定めることとされた事項(上記 26 力所を除く) 6 項目	
建議の該当項目	省令に規定することを予定している内容
1 労働・社会保険の適用促進	派遣元事業主は労働契約締結の際、労働・社会保険の加入資格の有無を明示する。
2 労働・社会保険の適用促進	労働・社会保険に加入していない派遣労働者に対し、加入していない理由を通知する。
3 労働・社会保険の適用促進	派遣元事業主は派遣先が社会保険加入の事実を確認することができるようにする。
4 派遣労働者のキャリアアップ措置	派遣元事業主が行うキャリアアップ措置の取組については、労働者派遣事業報告により把握する。
5 紹介予定派遣の推進	派遣元事業主が職業紹介事業の許可を申請する際の手続を簡素化する。
6 派遣先による直接雇用への対応	派遣先が派遣契約の終了直後に、受け入れていた派遣労働者を直接雇用する際の取扱いを派遣契約に定める。
労働政策審議会の建議で示された事項のうち指針において定めることとされた事項 9 項目	
建議の該当項目	指針に規定することを予定している内容
1 過半数組合等からの意見聴取	意見聴取の参考となる資料を過半数組合等に提供する。
2 期間制限と常用代替防止措置の特例	無期雇用の派遣労働者を派遣契約の終了のみをもって解雇してはならない。
3 派遣先の責任	派遣先が適切・迅速な処理を図るべき苦情の内容としてセクハラ・パワハラ等を例示する。 派遣先が苦情処理をする際、派遣先の使用者性に関する代表的な裁判例や中労委命令に留意する。
4 均衡待遇の推進	派遣先は、派遣労働者と派遣先の同種の業務に従事する労働者の賃金水準と均衡が図られるように努める。
5 均衡待遇の推進	派遣先は、派遣労働者が従事する業務内容等を勘案して派遣料金を決定するように努める。
6 均衡待遇の推進	派遣元事業主は、派遣料金が引き上げられたときには派遣労働者の賃金引上げに反映するよう努める。
7 均衡待遇の推進	派遣元事業主は、派遣先との派遣料金の交渉が派遣労働者の待遇改善にとって重要であることを踏まえ、交渉にあたるよう努める。
8 均衡待遇の推進	派遣元事業主の通常の労働者と派遣労働者との通勤手当支給の関する労働条件の相違は労働契約法第 20 条に基づき不合理であってはならない。
9 派遣元事業主が講ずべきキャリアアップ措置	労働者派遣事業の許可・更新要件に追加する「キャリア形成支援制度」の具体的な在り方を定める。